

令和6年度小矢部市利用者負担額表(1号認定保育料表)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)円	
階層区分	定 義		認定こども園	私立幼稚園
A	生活保護世帯等		0	0
B	市民税非課税世帯及び 市民税が均等割のみの世帯		0	0
C2	市民税所得割額	母子世帯等	0	0
C3	11,000円未満の世帯	その他	0	0
C4	市民税所得割額	母子世帯等	0	0
C5	11,000円以上48,600円未満の世帯	その他	0	0
D1	市民税所得割額	母子世帯等	0	0
D2	48,600円以上63,000円未満の世帯	その他	0	0
D3	市民税所得割額	母子世帯等	0	0
D4	63,000円以上77,100円以下の世帯	その他	0	0
D5	" 77,101円以上 97,000円未満の世帯		0	0
D6	" 97,000円以上135,000円未満の世帯		0	0
D7	" 135,000円以上169,000円未満の世帯		0	0
D8	" 169,000円以上301,000円未満の世帯		0	0
D9	" 301,000円以上397,000円未満の世帯		0	0
D10	" 397,000円以上の世帯		0	0

※ 給食費が別途必要となります。

注① 階層区分は、教育・保育認定児童と同一世帯に属して、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市民税所得割課税額等(以下、税額とする。)を合計した額により決定します。

ただし、配当控除、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等の税額控除適用前の税額により決定します。

注② 階層区分は、4月分から8月分は前年度の税額により決定し、9月分から翌年3月分までは当該年度の税額により決定します。

令和6年度小矢部市利用者負担額表(2号及び3号認定保育料表)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)円			
階層 区分	定 義		3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0	0	0
B0	市民税非課税世帯	母子世帯等	0	0	0	0
B1		その他	0	0	0	0
C0	市民税が均等割のみの世帯	母子世帯等	0	0	0	0
C1		その他	4,250	3,250	0	0
C2	市民税所得割課税額	母子世帯等	0	0	0	0
C3	11,000円未満の世帯	その他	5,500	4,500	0	0
C4	市民税所得割課税額	母子世帯等	0	0	0	0
C5	11,000円以上48,600円未満の世帯	その他	6,550	5,550	0	0
D1	市民税所得割課税額	母子世帯等	0	0	0	0
D2	48,600円以上63,000円未満の世帯	その他	7,750	6,750	0	0
D3	市民税所得割課税額	母子世帯等	0	0	0	0
D4	63,000円以上77,100円以下の世帯	その他	19,300	17,300	0	0
D5	" 77,101円以上 97,000円未満の世帯		25,800	23,800	0	0
D6	" 97,000円以上135,000円未満の世帯		32,000	30,000	0	0
D7	" 135,000円以上169,000円未満の世帯		36,900	34,900	0	0
D8	" 169,000円以上301,000円未満の世帯		41,100	39,100	0	0
D9	" 301,000円以上397,000円未満の世帯		44,300	42,300	0	0
D10	" 397,000円以上の世帯		46,300	44,300	0	0

※3歳以上児は、給食費が別途必要となります。

- 注①** 階層区分は、教育・保育認定児童と同一世帯に属して、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主事者である場合に限る。)の市民税所得割課税額等(以下、税額とする。)を合計した額により決定します。ただし、配当控除、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等の税額控除適用前の税額により決定します。
- 注②** 同一世帯で2人以上の児童が同時に入所している場合は、次のとおり利用者負担額が軽減されます。最も年齢の高い児童は利用者負担額を徴収します。次に年齢の高い児童が半額、その他の児童が無料となります。
- 注③** C1、C3、C5又はD2の階層区分において、第2子の児童について、利用者負担額は無料となります。
- 注④** 第3子以降の児童については、注②に関係なく利用者負担額は無料となります。
- 注⑤** 階層区分は、4月分から8月分までは前年度の税額により決定し、9月分から翌年3月分までは当該年度の税額により決定します。
- 注⑥** 3歳未満の児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなします。